

あけまして
おめでと
うございます



梶 税務経営 ニュース



編集発行人
梶税理士事務所
税理士 梶 義明

〒933-0947
高岡市本郷1丁目2番7号
河井ビル2階
TEL 0766(25)7722(代)
FAX 0766(25)7723
<http://kaji.zei-mu.jp>

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日

11日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

ワンポイント 吟醸酒

日本酒（清酒）は、正月には欠かせないお酒といえます。清酒の中でも高級酒と言われている吟醸酒は、精米歩合60%以下のものを指します。たとえば精米歩合60%の場合は、玄米の表層部を40%削り取ることをいいます。ちなみに、通常の清酒は75%以下、家庭で食べる白米は92%程度の精米歩合です。

1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
2月1日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出
2月1日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付（納期の特例を受けている事業所は7～12月分）
1月12日
上記の納期の特例適用者で、納期限の特例に関する届出書を提出している場合
1月20日
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告
（法人税・消費税等）
2月1日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告
2月1日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
（年3回の場合）
2月1日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告
2月1日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出
2月1日
- 労 務 / 労働保険料の納付（第3期分）
2月1日
（労働保険事務組合委託の場合2月15日まで）

還付申告の ポイント

所得税の確定申告は、二月十六日から三月十五日とされていますが、これは納税額がある場合であり、還付申告は一月から取り扱われています。

そこで、還付申告のできる期間や還付申告の留意点についてポイントを整理してみます。

1 還付申告ができる期間

確定申告書を提出する義務はなくても、給与・報酬の源泉徴収税額や予定納税額などが納め過ぎになっている場合は、その納め過ぎになっている税額の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

還付申告ができるのは、その年の翌年一月一日から五年間です。なお、前年に確定申告をして



納めた税額が、誤って過大であった場合には、還付申告ではなく、「更正の請求」という手続きになります。

更正の請求ができる期間は、原則として確定申告書の提出期限から一年以内です。

2 還付申告の具体例

給与所得者は、次のような場合に還付申告をすることができます。

年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき

一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき

多額の医療費を支出した

とき
特定の寄付をしたとき
配当所得があり、配当控除を受けるとき
災害や盗難などで資産に損害を受けたとき
特定支出控除の適用を受けるとき

3 還付申告ができない場合の具体例

次の所得の場合は、源泉徴収された所得税については、源泉分離課税となっていますので、確定申告により還付を受けることはできません。

銀行預金などの利子所得
や投資信託の収益の分配等で一定のもの
特定の金融類似商品から生ずる所得

特定の割引債の償還差益
懸賞金付預貯金等の懸賞金等

4 雑損控除

自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他親族で総所得



金額等が三万円以下の者の有する資産について図表1に掲げられるような損害を受けた場合には、所得から次のうちいずれが多い金額を控除できます。

「雑損控除の対象となる損失の金額（災害関連支出の額を含む） 受取保険金・損害賠償金等」 損失が生じた年分の総所得金額等×10%
災害関連支出の額 五万円

円
損失の金額は、損失が生じたときの損失を受けた資産の時価を基準として計算されます。災害関連支出の金額とは、災害により滅失

した住宅、家財などを取壊し又は除去するために支出した金額などです。

5 医療費控除

(1) 控除対象者

本人に限らず、医療費を支払った時の現況において、生計を一にする配偶者その他の親族まで含まれます。

(2) 控除金額

医療費控除は、所得金額の5%が一〇万円のいずれか少ない金額を超える部分とされています。

なお、控除額の上限は二〇〇万円となっています。

(3) 控除対象となる医療費の範囲

主なものが図表2に掲げてありますので参考にして下さい。

(4) その他の注意点

医療費とは、その年中に現実に支払った医療費をいいます。また、支払った医療費に消費税等の額が含まれている場合には、消費税等の額を含めた支払額が医療費控除の対象となります。

図表1・雑損控除の対象となる損害、ならない損害

雑損控除の対象となるもの		雑損控除の対象とならないもの
発生原因	○自然現象による災害（震災、風水害、冷害、雪害など） ○人為による災害（火災、爆発など） ○白アリなど害虫による被害 ○盗難や横領による被害	×詐欺、脅迫による被害 ×保証債務の履行による被害
資産の範囲	○生活に通常必要な資産（住宅、家具、衣類、現金など）	×別荘 ×競走馬その他射幸目的の動産 ×1個又は1組の価格が30万円を超える貴金属、書画、骨とうなど ×機械など事業用資産

図表2・医療費控除の対象となる医療費、ならない医療費の例

医療費控除の対象となるもの		医療費控除の対象とならないもの
治療・検査	○医師に支払った診察費、治療費 ○医師の往診費用 ○治療のためのマッサージ、はり、おきゅう、柔道整復の費用 ○異常が見つかり、治療を受けることになった場合の人間ドックの費用	×医師等に支払う謝礼金 ×ホクロをとるなどの美容整形費用 ×成人病の定期検診、人間ドックの費用（異常なしの場合） ×食事療法のための食品の購入代 ×診断書の作成料 ×脱毛費用
歯科	○虫歯の治療費、金歯、義歯の費用 ○治療としての歯列矯正	×歯石除去のための費用 ×美容のための歯列矯正
出産	○妊娠中の定期検診費用 ○出産費用 ○助産師による分娩介助料	×無痛分娩講座の受講費用
医療品	○医師の処方せんにより薬局で購入した医薬品 ○病気やケガの治療のために、医者に行かず、薬局で購入した医薬品	×疲労回復、健康増進、病気予防などのために購入した医薬品（ビタミン剤など） ×薬局・薬店で買った体温計
通院・入院	○通院や入院のための交通費 ○電車やバスでの移動が困難なため乗ったタクシー代 ○保健師や付添人などの療養上の世話を受けるために支払った費用（親族に対するものを除く）	×通院のための自家用車のガソリン代 ×出産のために実家に帰る交通費 ×自己の都合で希望する特別室の差額ベッド料金など

新年のご挨拶



明けましておめでとうございます。

昨年秋に誕生した民主党の鳩山政権では、従来の国の計画や方針を、組織の在り方とともに大きく見直しています。ダム建設や国際空港の施策見直しが大きく取り上げられましたが、国税庁と1月に発足した日本年金機構（旧社会保険庁）を統合して歳入庁を創設する案もその一つで、今後、検討されます。

経済危機対策に伴う追加減税として、昨年6月の改正で中小企業の交際費課税が軽減され、定額控除限度額が年600万円（改正前年400万円）に引き上げられました。定額控除限度額に達するまでの交際費の90%を損金算入できるので、最大540万円まで損金算入できることになります。もっとも、企業の利益が出ていなければ意味がありません。まずは業績アップです。

企業の厳しい経営状況が雇用の低迷につながり、依然、学生の就職状況は厳しく、また、ハローワークは失業者で混雑しています。広範な景気回復が待たれるところですが、見方を変えれば、来るべき時に備えて中小企業が優秀な人材を確保できるチャンスともいえます。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

消費税の中間申告

消費税の課税期間は、原則として1年とされていますが、前事業年度の年税額が48万円（地方消費税を加えた場合60万円、以下同じ）を超える場合には中間申告が必要となります。消費税の中間申告の回数は、前事業年度の年税額に応じて、次の3通りのいずれかとなります。

年1回の中間申告

前事業年度の消費税の年税額が48万円（60万円）を超え400万円（500万円）以下の場合には、年1回の中間申告が必要となります。

年3回の中間申告

前事業年度の消費税の年税額が400万円（500万円）を超え4,800万円（6,000万円）以下の場合には、年3回の中間申告が必要となります。

年11回の中間申告

前事業年度の消費税の年税額が4,800万円（6,000万円）を超える場合には、年11回の中間申告が必要となります。

社会保険料の損金算入時期

社会保険料の事業主（会社）負担分については、その社会保険料の計算の基礎となった月の末日の属する事業年度の損金の額に算入することができることとされています。

したがって、たとえば三月決算法人については、三月分の保険料（納付期限は、翌月末日であるため、四月三十日）のうち事業主負担分について、未払計上す

ることにより、三月期の損金の額に算入することができます。

また、三月三十一日が土曜日や日曜日など金融機関の休業日に当たった場合には、保険料の口座引き落としが四月になるため、二月分の保険料（納付期限は三月三十一日）のうち事業主負担分についても、未払計上することにより、三月期の損金の額に算入することができます。